

社会保険委員会規程

第1条 一般社団法人日本認知・行動療法学会定款第4条及び基本規程第20条に基づく社会保険委員会（以下、委員会という。）は、本規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、学術的根拠に基づき、社会保険医療の在り方を提言する、あるいは、社会保険に関連する情報の収集、必要な対応に関する業務のうち、一般社団法人日本認知・行動療法学会定款第3条に定める目的に沿った業務を行う。

第3条 委員会は、正会員の委員若干名で組織する。

2 委員は、委員長の推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

4 委員長は、理事の中から理事長が指名する。

5 委員長の任期は、理事の在任期間とする。

6 委員長指名の副委員長を置くことができる。

第4条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附則 1 本規程は、2025年1月12日より施行する。